

中部国際医療センターにおける研究費等の不正使用防止に関する基本方針

公募型の研究資金をはじめとする研究費、管理費を含めた経費（以下「研究費等」という）の原資の大部分は貴重な税金であり、本院における様々な活動は、社会の信頼と負託によって支えられています。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、研究費等の管理については本院の責任において適正に行わなければなりません。

本院は研究費等の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化する。
2. 研究費等の事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェック機能が働くシステムを構築し、研究費等の適正な運営、管理を行う。
5. 研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
7. 研究費等の不正使用が認められた場合には、別途定める規程に基づき、懲戒処分等の適正な措置を講じる。

以上

令和4年1月4日制定